

和木町の消費者行政に関する首長表明

近年、 私たちを取り巻く社会経済環境の変化に伴い、消費生活に関するトラブルも複雑かつ多様化しています。特に、高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺は手口を変えながら巧妙化し、町内でも被害が発生しています。

また、近年のデジタル技術の急速な発展に伴い、より複雑化した契約トラブルの相談も増加しています。

このような状況を踏まえ、和木町では、町民の消費生活に関わる不安を解消するため、平成 29 年より消費生活相談員を配置し、消費生活に関する様々な相談に対応しております。

また、消費生活に関する情報を広報紙に毎月掲載し、最新の特殊詐欺の手口について注意喚起を図るとともに、通話録音機能の付いた電話機等を貸与するなど、高齢者を対象とした被害防止対策にも取り組んでおります。

今後も、相談業務体制の維持・強化に努めるとともに、町民の皆さまが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、消費者行政の維持および充実に取り組んでまいります。

令和 7 年 8 月 1 日

和木町長

